

公益財団法人川口緑化センター

評議員及び役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人川口緑化センター（以下「法人」という。）の定款第13条及び第27条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第11条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け
る財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。費用とは
明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費を
いう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 法人は、評議員会に出席した評議員並びに理事会に出席した役員に対し報酬を支給することができる。ただし、理事長、専務理事、川口市の職員である役員には支給しない。

(報酬の額)

第4条 前条第2項に規定する評議員の報酬日額は、評議員報酬表（別表1）のとおりとする。

2 常勤役員の報酬は、常勤役員俸給表（別表2）のとおりとする。

3 前条第2項に規定する役員の報酬日額は、役員報酬表（別表3）のとおりとする。

(支給時期)

第5条 常勤役員の定例報酬の支給日については、職員の給与を支給する日とする。

2 評議員会に出席した評議員並びに理事会に出席した役員については、その都度報酬を支給する。

(費 用)

第6条 法人は、評議員及び役員がその職務遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員給与規程に準ずる。

3 評議員及び役員がその職務により出張する場合には、出張に要する旅費（宿泊費を含む。）を支給する。その計算方法は役職員旅費規程の定めるところによる。

(公 表)

第7条 法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

(補 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成25年3月27日から施行する。

別表1 評議員報酬表

日額 7,200円

別表2 常勤役員俸給表

月額 390,000円

別表3 役員報酬表

日額 7,200円